

文京区補助金等チェックシート（予算化・制度設計用）

所属 福祉部生活福祉課自立支援担当
 問合せ先 03 - 5803 - 1917

1 補助金の名称等

3年度調査

補助金の名称	新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金								
根拠規定等	文京区新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金要綱								
創設年月	令和	3	年	7	月	経過年数 〔自動計算〕	0年	終了予定年月	令和4年9月
見直し年月	令和	4	年	3	月	経過年数 〔自動計算〕	0年		
見直しの内容	令和4年3月 要綱改正 申請期限の延長（令和4年6月末までの延長）								
予算科目	款	項		目		大事業		中事業	
	5民生費	5生活保護費		1生活保護総務費		12新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金事業		1新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金	
補助金の種別	<input type="checkbox"/> 奨励的補助 <input type="checkbox"/> 施設運営補助 <input checked="" type="checkbox"/> 扶助的補助 <input type="checkbox"/> 投資的補助 <input type="checkbox"/> 利子補給								

2 補助金の概要

補助目的	新型コロナの長期化に伴い、緊急小口資金等の特例貸付の申請期限を延長してきた一方、貸付限度額に達している、社会福祉協議会から再貸付について不承認とされた、といった事情で、特例貸付を利用できない困窮世帯が存在する。こうした世帯については新たな就労や生活保護の受給につなげていくことが考えられるが、必ずしも円滑に移行できていない実態がある。こうした支援の隙間を埋めるため、生活保護に準じる水準の困窮世帯に対する支援策として、「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」を支給する。						
補助事業等の内容	社会福祉協議会の特例貸付を上限まで借り終わっている世帯、収入基準額、資産基準額を下回る世帯であって、求職活動を行うことまたは生活保護の申請を行うことを要件として、「生活困窮者自立支援金」を原則3か月支給する。（一回限りの再支給申請可）						
補助対象経費の内容	生活困窮世帯の生活費等						
補助事業者等	<input checked="" type="checkbox"/> 区民 <input type="checkbox"/> 地域活動団体 <input type="checkbox"/> NPO（特定非営利活動団体） <input type="checkbox"/> 事業者 <input type="checkbox"/> その他						
	〔特定の相手方に補助している場合は具体的に記入〕						
補助金の算出	<input type="checkbox"/> 定率（補助率） <input type="checkbox"/> 定額（補助額）						
	<input type="checkbox"/> 補助単価（補助単価 単位） <input checked="" type="checkbox"/> その他						
	〔その他の場合は具体的に記入〕						
公募の状況	区報、HP、チラシ等にて周知 単身世帯：6万円、2人世帯：8万円、3人以上世帯：10万円を1月毎支給（一回の申請で原則3か月） 〔定額又は補助単価の場合は金額設定の考え方を具体的に記入〕						
実績報告書時における用途の確認方法	<input type="checkbox"/> 領収書 <input type="checkbox"/> 契約書 <input type="checkbox"/> 決算書 <input type="checkbox"/> 成果物 <input type="checkbox"/> その他（ ）						
補助・単独の状況	<input type="checkbox"/> 区単独		負担割合	区	国	都	補助対象者
	<input checked="" type="checkbox"/> 補助（区上乗せ無し） <input type="checkbox"/> 補助（区上乗せ有り）		上乗せの内容・理由				

3 補助金の交付の適否に関する基準 [○:適合、△:適合しているが課題あり、×:不適合、-:非該当]

項目	内 容	判定	判定の理由
必要性 (公益性)	補助事業等が、社会情勢や区民ニーズに適合しているか	-	
	基本構想、総合戦略、個別計画等の区の政策に適合しているか	-	
	区と区民等の役割分担の中で、区が補助すべき事業であるか	-	
	実施しなかった場合に大きなマイナスの影響が生じるか	-	
公平性	補助要件に該当する補助事業者等であれば、誰でも補助金の申請をする機会が確保されているか	○	区報、ホームページ、チラシ等にて広く周知する。
	交付先は適正な手続きによって決定されているか	○	交付に当たり、要綱を定め、公正な手続き、要件を具備した場合に交付決定する。
効率性 (有効性)	補助金の交付以外の代替策はないか	○	生活に困窮している世帯に対して直接的な支援を実施するためには補助金交付が効果的である。
	補助金の交付による効果が認められるか	○	補助金の交付により、新型コロナウイルス感染症の影響による生活困窮者の支援ができる。
	補助金額に見合う具体的効果が認められるか	○	生活に必要な金額を支給することにより、求職活動等に取り組むことができる。
	事業実施の効果が広く区民に還元されているか	○	求職活動等要件を設定することにより、生活困窮者の自立支援を促し、生活の安定につながる。
適正性 (適格性) (妥当性) ※個人等の補助金については不要	法令等に抵触していないか	-	
	団体等の活動内容が補助目的と合致しているか	-	
	団体等の会計処理や補助金の使途が適正か	-	

4 交付実績

(件、千円)

項目	3年度(予算)			
交付(見込み)件数	684			
決算(予算)額	154,320			
国庫支出金	154,320			
都支出金	0			
その他	0			
一般財源	0			
年度補助事業等の状況 (交付団体名、成果等)				

5 課題及び今後の方向性

本事業は国の要領に基づき、令和4年度も引き続き実施する。